

# チャレンジ戦略支援事業（イベント 若手・女性支援事業）について

## （1）概要

イベント事業で商店街の若手・女性が行うイベントについて、補助率を拡充します。また、イベント回数は既存イベント事業に加え、別途1回実施可能です。

事業内容は通常のチャレンジ戦略事業（イベント）の範囲内とします。本事業特有の要件等もありますのでご注意ください。

令和4年度の事業実施可能時期は令和4年9月1日（木）～令和5年3月31日（金）です。9月1日より前に発注、契約、支出した経費は対象外となりますのでご注意ください。

## （2）補助内容

	若手・女性イベント
補助対象経費限度額	100万円
補助限度額	88万円
補助率	8/9
利用可能回数	1回

## （3）利用要件等

### A 構成員の要件

若手とは、令和4年度末時点で年齢49歳以下の方を指します。

次の要件を全て満たすグループを補助対象とします。

- ① 商店街関係者及びその同居する親族（同一生計）である5名以上の若手又は女性で構成
- ② 若手又は女性が構成員の過半数を超えること
- ③ 若手又は女性がグループの代表者となること
- ④ グループの代表者及び構成員の過半数が商店街役員ではでないこと

※構成員は、イベントの企画及び実行を担うメンバーとしてください。

※商店街の若手・女性グループの構成員については、構成員名簿（別添）で確認します。

### B 事業実施の注意点

- ① 共催は不可となります。
- ② 総事業費100万円以下としてください（100万円を超えた場合は全額対象外）。
- ③ 景品購入費・記念品購入費はそれぞれ10万円を補助対象経費の上限とし、超過分は対象外です。
- ④ 景品ひとつあたりの単価は1万円を上限とし、超過分は対象外です。

## （4）申請方法

区商連に次の4点の書類を、令和4年7月15日（金）までに提出してください。申請される場合は区または区商連まで事前にご相談ください。

- ・申請書（商店会からの申請となります）
- ・別紙1（事業の内容）
- ・別紙2（事業経費別明細）
- ・構成員名簿

各様式は大田区ホームページよりダウンロードできます。 →→

